

# 地域イントラネット基盤施設整備事業

地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るため、学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に取り組む地方公共団体等を支援。

## 1 施策の概要

学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークを整備することにより、電子自治体を推進するとともに、市町村合併の推進等を重点的に支援。

(1) 実施主体 都道府県、市町村、第三セクター及び複数の地方公共団体の連携主体

(2) 補助対象経費 施設・設備費(センター施設、映像ライブラリー装置、送受信装置、構内伝送路、双方向画像伝送装置、伝送施設等) 用地取得費・道路費

(3) 補助率

都道府県、市町村単独の場合 及び 都道府県、政令市、中核市から成る連携主体の場合

1 / 3

以外の連携主体の場合、合併市町村(ただし、合併年度及びこれに続く一か年度に限る。)

1 / 2

及び 沖縄県、沖縄県内の市町村の場合

離島

2 / 3

第三セクターの場合

1 / 4

(4) その他

ITビジネスモデル地区に係る案件については当初から整備主体以外の電気通信事業者等に利用させることを目的とした整備を可能とする。

あらかじめケーブルテレビ(地方公共団体又は第三セクターが運営するものに限る。)への開放を目的とする整備を可能とする。

あらかじめ高速・超高速インターネットアクセス提供事業への開放を目的とする整備を可能とする。

## 2 イメージ図

